平成２１年（フ）第４６４号
愛知県一宮市森本３丁目12番９号　グリーンパーク丹陽101号
債務者　山田　浩司
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４７４号
愛知県一宮市花池４丁目19番２―406号　県営花池住宅
債務者　高井　千恵
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第６７９号
愛知県岡崎市井田町字寺前25番地１　ハイツまどか101
債務者　矢満田アケミ
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６８７号
愛知県岡崎市矢作町字祇園45番地６
債務者　中根　信彦
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４６号
京都府舞鶴市字上安久634番地の３
債務者　長瀬紀惠子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第６４４号
大分市豊町１丁目１番20号アーバングリーン豊町802
債務者　土谷　　登
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３１９号
千葉県八街市東吉田227番地87
債務者　吉澤小百合
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３２１号
千葉県佐倉市弥勒町56―３、住民票上の住所千葉県佐倉市生谷475番地23
債務者　池田とし子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３３６号
千葉県成田市並木町143番地106カムリン成田301
債務者　中島　初美
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３３８号
千葉県四街道市美しが丘３丁目９番１号アスモ美しが丘Ｂ101
債務者　田中　宏樹
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３４０号
千葉県印旛郡酒々井町酒々井175番地２ガーデンタウン酒々井105
債務者　村田　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３５１号
千葉県白井市冨士76番地の92冨士アパート201号
債務者　谷　　徹
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３５３号
千葉県四街道市四街道３丁目３番13―402号東建ニューハイツ四街道
債務者　根岸康太郎
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３５６号
千葉県印旛郡酒々井町酒々井974番地６フレンドリーヒルＡ棟101
債務者　渋田　一紀
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１１０３号
京都府宇治市木幡西浦２番地の１　サーパス宇治木幡602号
債務者　地当こと　地當　一郎
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１１５号
京都市伏見区京町北７丁目16番地　サウスコート201号
債務者　山下商店こと　山下　健一
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５４０号
京都市山科区大宅坂ノ辻町35番地２　藤沢文化住宅11号
債務者　山田真規子（債務発生時の名美代子）
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係